



2 (2) 障害児保育の充実のための専門職の活用等② (保育士みなし特例)

- 障害のあるこどもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図ることが重要。
- 専門職の活用について、療育支援加算の見直しとあわせて、施設・事業の人材確保の状況にあわせた対応が可能となるよう、現行の看護師等と同様に、専門職について、1人に限り職員配置基準において保育士とみなすことができる特例を設ける。
- 保育所及び認定こども園では、看護師等のみなし特例と専門職のみなし特例は併用（看護師等と専門職の2人を保育士とみなすこと）を可能とするが、この場合それぞれ別の保育士から支援を受ける体制を求めることとする。

(保育所におけるみなし保育士等に係る特例)

特例措置	概要
(①)看護師等の保育士みなし特例	保健師・看護師・准看護師を1人に限り保育士とみなすことが可能 ※ 乳児が3人未満の場合には、子育てに関する知識と経験を持つ者とした上で、保育士の支援を受けることが必要
(②)こどもの数が少数となる場合(朝夕等)の配置特例	こどもの数に応じて必要になる保育士が1人となる場合には、2人目の保育士に代わり、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができる
(③)幼稚園教諭等の保育士みなし特例	幼稚園教諭等を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、2/3以上を保育士とすることが必要
(④)8時間超え開所の場合の保育士みなし特例	8時間を超えて開所する保育所であって必要となる保育士数が利用定員に応じて必要な保育士数を超える場合に、当該超える部分については、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、2/3以上を保育士とすることが必要
新 (⑤)専門職の保育士みなし特例	<u>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、又は障害児の療育若しくは障害児に係る療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当する者であって、子育てに関する知識及び経験を有するものを1人に限り保育士とみなすことが可能</u> ※ <u>子育て支援に係る業務に3年以上従事経験を持つ者とした上で、専門職が保育を行うに当たっては保育士の支援を受けることが必要</u> ※ <u>①と⑤で看護師等と専門職の2人を保育士とみなすことも可能。ただし、これらの者が保育を行うに当たってはそれぞれ別の保育士の支援を受けることが必要</u>

※ 認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所についても専門職の保育士みなし特例を新設する。